

もとす広域連合

第77号

令和元年
6月1日発行

わっちら

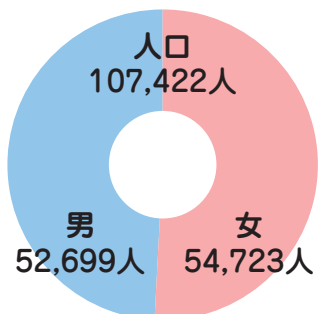
大きいシャボン玉できるかな



幼児療育
センター

管内の人口と世帯数

(令和元年5月1日現在)

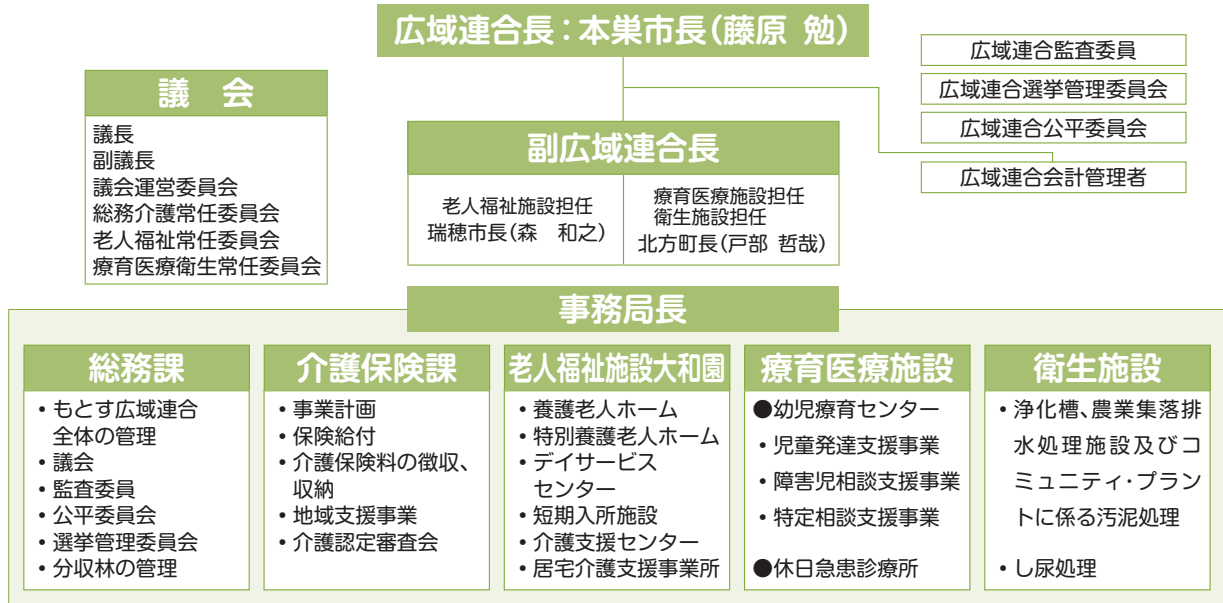


主な内容

- もとす広域連合 組織体制2
- 平成30年度 情報公開及び個人情報保護実施状況2
- 衛生施設 さわかプラント通信3
- 介護保険料について4
- 介護保険負担限度額認定証の更新のお知らせ5
- 介護サービス等調査委員会運営状況の公表5
- 療育医療施設(幼児療育センター・休日急患診療所)6
- 老人福祉施設大和園(ボランティア、求人募集)7
- 地域包括支援センターだより8

もとす広域連合 組織体制

もとす広域連合は、瑞穂市、本巣市及び北方町で組織された特別地方公共団体です。組織市町の介護保険に係る事務等の共同処理や、老人福祉施設大和園、幼児療育センター、休日急患診療所、し尿処理施設の管理・運営等を行っています。



もとす広域連合では、ホームページでも、各施設の活動をご案内しています。職員採用情報等も掲載しています。もとす広域連合議会や、各施設の情報も分かりやすく発信していますので、ぜひご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.motosu-union.gifu.jp>



平成30年度 情報公開及び個人情報保護実施状況

もとす広域連合情報公開条例及びもとす広域連合個人情報保護条例の規定により、公文書の公開等及び個人情報の開示等の実施状況を次のとおり公表します。

情報公開関係

平成30年度 公文書の公開等の実施状況
……請求件数 1 件

実施機関	請求件数	決定状況						
		全部公開	部分公開	審査請求件数		非公開	審査請求件数	
				却下	決定状況 変更して公開		却下	決定状況 変更して公開
広域連合長	1		1					
議 会	0							
選挙管理委員会	0							
公平委員会	0							
監査委員	0							
合 計	1		1					

個人情報保護関係

平成30年度 個人情報の開示等の実施状況
【開示請求関係】……請求件数 3 件

実施機関	請求件数	決定状況						
		全部公開	部分公開	審査請求件数		非公開	審査請求件数	
				却下	決定状況 変更して開示		却下	決定状況 変更して開示
広域連合長	3	3						
議 会	0							
選挙管理委員会	0							
公平委員会	0							
監査委員	0							
合 計	3	3						

【利用停止請求関係】(違法に収集または提供された個人情報の利用及び提供の停止または消去の請求) …… 請求件数 0 件

【訂正請求関係】(誤った個人情報の訂正の請求)

…… 請求件数 0 件



施設で処理をして放流される水(放流水)の水質検査の結果を報告します。

平成30年度放流水の水質検査結果一覧表

(平成30年4月～平成31年3月)

項目	単位	規 制 値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 平均値
検査日	—	—	26日	31日	28日	26日	22日	20日	18日	21日	20日	24日	21日	20日	
天気	—	—	晴れ	曇り	曇り	晴れ	曇り	曇り	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	
気温	℃	—	20	21	28	34	30	23	19	10	6	7	10	4	18
水温	℃	—	23.3	25.0	27.1	29.8	27.2	26.1	24.1	21.0	19.3	16.2	17.5	17.8	22.9
○ pH	—	5.8～8.6	7.0	7.0	7.3	7.2	7.1	7.1	7.1	7.2	7.3	7.2	7.0	7.2	7.1
○ BOD	mg/ℓ	20mg/ℓ以下	1.0	<0.5	1.2	2.7	3.9	0.7	4.4	1.1	1.2	0.5	5.1	0.4	2.0
○ COD	mg/ℓ	30mg/ℓ以下	13.2	10.4	12.0	13.2	11	10.4	8	6.8	7.6	5	8	13.2	9.9
○ SS	mg/ℓ	70mg/ℓ以下	4	1	2	4	5	4	1	3	1	3	2	2	3
○ 大腸菌群数	個/mℓ	3,000個/mℓ以下	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30
○ COD負荷量	kg/日	34.7kg/日以下	3.80	3.00	3.00	2.90	3.40	2.20	1.90	1.90	2.49	1.84	1.38	2.84	2.55
○ T-N負荷量	kg/日	40.4kg/日以下	0.24	0.40	0.31	0.31	1.25	1.38	0.29	0.22	0.28	0.20	0.19	0.31	0.45
○ T-P負荷量	kg/日	3.5kg/日以下	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
放流量	m ³ /日	—	335.9	285.7	292.3	246.3	329.0	239.8	257.7	283.2	314.9	274.3	228.0	302.9	282.5

※自動測定しているCOD・T-N・T-P負荷量及び放流量は、月の平均値

廃棄物処理法、水質汚濁防止法及び第7次総量規制に係る8項目（○印）については、全項目をクリアしており、環境保全には十分配慮しています。適正に処理された水は天王川に放流しています。

pH水素イオン濃度のこと。溶液中の水素イオン濃度を表わす指数。7を中性とし、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなり、逆に小さくなるほど酸性が強くなる。

BOD生物化学的酸素要求量のこと。微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量。数値が高いほど汚れが大きいことを示す。

COD化学的酸素要求量のこと。酸化剤によって酸化されるときに消費される酸化剤の量を換算した値。数値が高いほど汚れが大きいことを示す。

SS浮遊物質のこと。

大腸菌群数人の腸管内に常時生息し、健康な人間の糞便1g中に10億～100億存在するといわれている。大腸菌群数は容易に検出できることから、し尿汚染の指標として広く用いられている。

T-N全窒素のこと。有機態窒素に無機態窒素（NH₄-N・NO₂-N・NO₃-N）を加算した総量。

T-P全リンのこと。污泥や糞尿などに含まれるリンの全量のこと。

微量に含まれる物質の割合を表す単位 mg/ℓ (ppm) ...100万分の1 ($\frac{1}{10^6}$)

65歳以上の方の介護保険料が7月に決まります

《介護保険料の決め方》

介護保険は、みなさんの介護保険料と国・県・市や町の公費によって賄われています。このため、介護保険料は、サービス利用量が多ければ高くなり、少なれば低くなります。

もとず広域連合管内の65歳以上の方の介護保険料は、管内で必要となる介護サービス費の23%を管内にお住まいの65歳以上の方の人数で割った額が基準となります。平成30年度から令和2年度の基準となる額は、月額6,020円です。この額は、介護保険サービス利用量に応じ、3年に1度見直しが行われております。

今年度の年間介護保険料は下表のとおりです。また、消費税率の引上げにより、第1～3段階の被保険者に対して、低所得者保険料の軽減強化が実施されました。

この介護保険料は、住民税の課税状況、課税年金収入額および所得金額等に応じて、10段階に分かれています。

《納付方法》

介護保険料の納め方には次の2通りがあります。

1. 特別徴収（年金からの天引き）

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円以上の方は、年金受給時に年金から天引き（年6回）されます。

2. 普通徴収（納付書・口座振替）

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円未満の方、65歳になって間もない方、他の市区町村から転入してきた方などは、納付書または口座振替で納めていただきます。納期は7月から翌年2月までの毎月末（ただし、月末が土・日・祝日の場合は翌月初めの営業日、12月は25日の年8回）です。納付忘れがないように口座振替をお勧めしております。

特別徴収・普通徴収のいずれの方にも、住民税確定後の7月中旬に今年度の介護保険料を算定し「介護保険料納入通知書」によりお知らせします。

普通徴収納付書払いの方につきましては、平成31年度（※）第1期から第8期（納期限・7月末から翌年2月末まで）の納付書が介護保険料納入通知書と一緒にありますので必ずご確認ください。

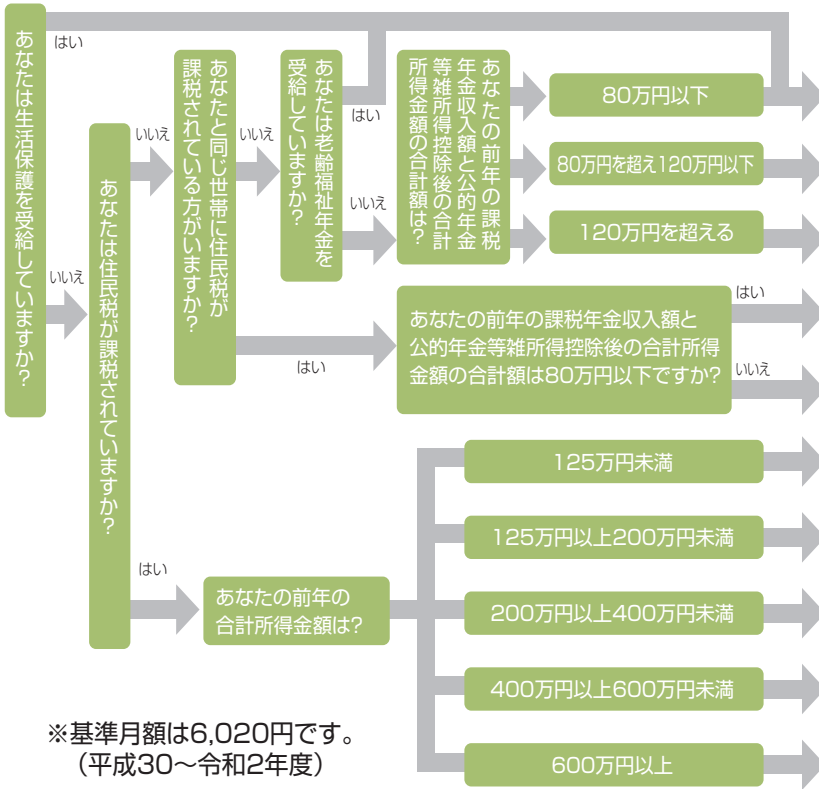
介護保険制度にご理解いただき、納期限までに介護保険料を納めていただきますようお願い申し上げます。

※これまでにお知らせした文書等で「平成」と表記したものがあつたため、「平成31年（度）」と表記していますが、「令和元年（度）」と読み替えていただくようお願いいたします。なお、改元日以降に「平成」の表示が残つた場合でも有効とされています。



あなたの介護保険料は？

基準額をもとに、所得段階に応じて介護保険料が決められます。



段階	介護保険料率	年間介護保険料額 (12カ月分)
第1段階	基準額×0.375	27,000円
第2段階	基準額×0.525	37,900円
第3段階	基準額×0.725	52,300円
第4段階	基準額×0.90	65,000円
第5段階	基準額	72,200円
第6段階	基準額×1.15	83,000円
第7段階	基準額×1.25	90,300円
第8段階	基準額×1.50	108,300円
第9段階	基準額×1.75	126,400円
第10段階	基準額×1.85	133,600円

※基準月額額は6,020円です。
(平成30～令和2年度)

※1 第1段階から第3段階までの介護保険料は公費による軽減後の金額です。
※2 表中記載の合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額です。

現在介護保険負担限度額認定証の
交付を受けている方へ

介護保険負担限度額 認定証の更新のお知らせ

現在、お持ちの介護保険負担限度額認定証は、有効期限が平成31年（令和元年）7月31日までとなっております。

引き続き認定が必要な方は、改めて申請が必要です。有効期限が平成31年（令和元年）7月31日までの介護保険負担限度額認定証の交付をすでに受けている方には、7月初旬にもとず広域連合より更新のお知らせを送付します。お知らせに同封の申請書類等に必要事項をご記入のうえ、もとず広域連合または各市町の介護保険担当課窓口へご提出ください。審査のうえ、認定された方には令和元年8月1日から有効となる「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

◆ご注意

令和元年8月末までに申請書の受付がなされ、審査のうえ認定された方には令和元年8月1日から有効となる「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

◆利用者負担段階対象要件について

世帯全員が住民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額（※）及び非課税年金収入額（遺族年金と障害年金など）の合計額が年額80万円以下の方でかつ一定額以上の預貯金等をお持ちでない方は、食費・部屋代について、利用者負担段階第2段階の負担をしていただいております。 ※合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。

◆介護保険負担限度額認定証とは

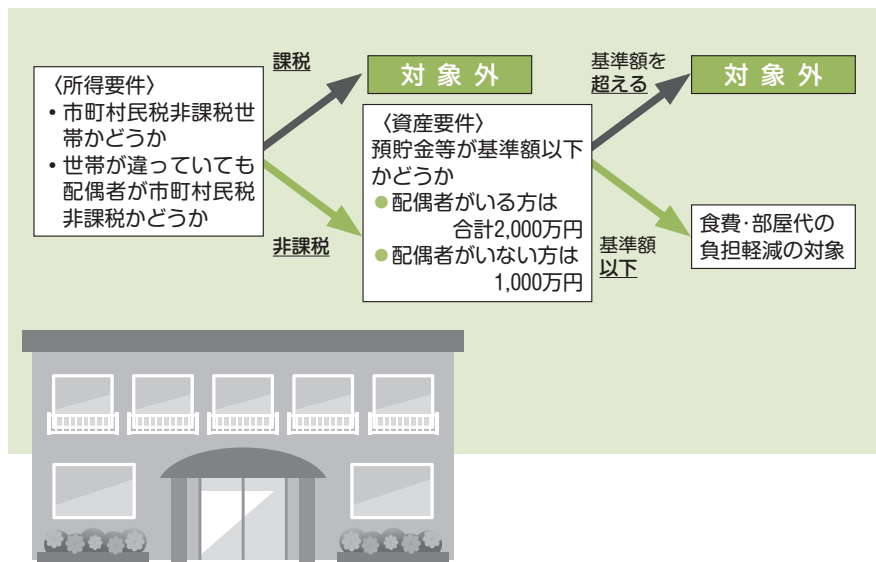
所得の低い方の施設サービスやショートステイの利用が

困難とならないよう、食費・部屋代の軽減を受ける際に必要なものです。軽減対象となる判定の流れは次のとおりです。

◆問い合わせ先

介護保険課 保険係
電話 058-1320-12220

【食費・部屋代の負担軽減対象者の判定の流れ】



平成30年度

介護サービス等 調査委員会運営状況の公表

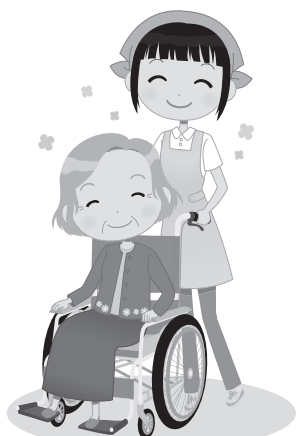
もとず広域連合介護サービス等調査委員会設置条例第14条第1項の規定に基づき、平成30年度の運営状況についてお知らせします。

- ・申立ての受付件数（苦情の概要）……………0件
- ・申立ての処理状況……………0件

この委員会は介護保険に関する苦情等を公正かつ迅速に処理し、介護保険制度を適正に運営できるように設置された第三者機関です。介護サービス等の苦情等があれば、遠慮なくご相談ください。

●問い合わせ先

介護保険課 保険係
058-1320-12220



こんにちは幼児療育センターです

幼児療育センターの指導は、大きく分けて「未就園児指導」と「就園児指導」の2つの形態があります。就園前の年齢のお子さんは「未就園児指導」を利用し、幼稚園や保育園に通っているお子さんは、園に通いながら週1回、「就園児指導」を利用しています。「就園児指導」は主に3～10人程度のグループの中で、集団への適応能力やお友だちとの関わり方を学び、園生活や就学後の生活に生かせるよう取り組んでいます。また、お子さんの様子によっては、個別対応指導を取り入れ、きめ細かく対応できるようにしています。

わっちら第76号では、療育指導の1つ「未就園児指導」の内容をご紹介しましたので、今回は、就園児指導の中の「年少児グループ指導」についてご紹介します。



時間割

※就園している子どもたちは、週1回50分の指導を受けています。

- 1時間目：9：00～9：50（指導）
（お話・記録）
- 2時間目：未就園児指導
（わっちら第76号参照）
- 3時間目：13：20～14：10（指導）
（お話・記録）
- 4時間目：14：45～15：35（指導）
（お話・記録）

年少児グループ指導の内容

年少児は、「身体を使う活動」「手先を使う活動」「クッキング活動」の3つの活動を柱に、以下のような目的をもってグループ指導に取り組んでいます。

【身体を使う活動】

遊びを通して、自分の身体の動かし方を知り、姿勢を保持する力や日常生活動作の向上へと繋げていきます。

【手先を使った活動】

遊びを通して、手の使い方や道具の使い方を知り、手先の巧緻性を高めていきます。

【クッキング活動】

「自分で作った物を食べる」という経験を通して、「自分でできた」という実感を持ち、目的に向かって取り組む力を育てていきます。



身体を使う活動



手先を使った活動



クッキング活動



※当番医につきましては、もとず医師会ホームページ参照
※受診時は医療保険証をご持参ください。
※薬は原則、当日分のみの処方となります。

●電話 / 058-3233-0523
（診療日・診療時間中のみ）
●場所 / 北方町北方3219の2E5
（北方警察署東隣）
●診療日 / 日曜日、祝日
●受付は午後3時30分まで

●診療科目 / 内科、小児科
●診療時間 / 午前9時～正午
（受付は午前11時30分まで）
午後1時～4時
（受付は午後3時30分まで）

休日急患 診療所のご案内



- ◆ 団体、個人で、趣味などを活かしたレクリエーション
- ◆ 入居者、ご利用者との話し相手や散歩
- ◆ 行事での出し物や手伝い
- ◆ 入居者のシーツ交換、車椅子清掃、園庭の掃除等



ボランティアの皆様へ
いつも大和園を支えて下さり
ありがとうございます。
この場をおかりしてお礼申し上げます。

地域密着型ユニット型 特養を開設しました



今年4月にオープンしました。
お天気のいい日は散歩を楽しまれたり、
穏やかな生活を送られています。

介護者交流会を開催します



今年度も介護者交流会を開催します。7月、10月、2月に予定しています。
もとす広域連合のホームページや広報誌等でお知らせしますので、
ぜひご参加ください。

職員募集




	職種	業務	資格要件	給与	休日
①	介護職員 (嘱託職員)	夜勤含む 生活介護全般 ※特養・ショート	介護職員初任者研修 (ヘルパー2級)以上の 資格を有する方	月給178,600円 夜間勤務手当・ボーナス有	年間休日 152日程度 有給休暇有
②	介護職員 (パート)	生活介護全般 ※6:30~19:15の中で 固定又は変則勤務有	資格不問、短時間可	時給850円~1,073円 (別途通勤手当相当額支給有)	年間休日 120日以上 有給休暇有
③	運転職員 (パート)	デイサービスの送迎 ※8:00~18:30の中で 朝夕合わせて4時間程度	資格不問、短時間可	時給850円~950円 (別途通勤手当相当額支給有)	年間休日 120日以上 有給休暇有

このページのお問合せ先
(ボランティア、求人とも)

もとす広域連合 老人福祉施設 大和園 経営管理係
〒501-1205 本巣市曾井中島1156-4 電話0581-34-2555

「高齢者サポートサービス」ってなに？

一人暮らしの高齢者や身寄りのない方を対象として、民間の事業者が身元保証や日常生活支援、死後の事務に関する不安に、有償で応えてくれるサービスです。

《もしもの時に直面しがちなこと》	《サービス内容》
 <p>日々の見守りや、 買い物の手伝いを してほしい。</p>	①日常生活支援サービス <ul style="list-style-type: none"> ●在宅時の日常生活サポート（買い物支援、福祉サービスの利用や行政手続き等の援助、日常的な金銭管理等） ●安否確認、緊急時の親族への連絡 等
 <p>病院や施設に入りたい けど、『保証人が必要』 と言われてしまった。</p>	②身元保証サービス <ul style="list-style-type: none"> ●病院や福祉施設等への入院、入所時の身元（連帯）保証 ●賃貸住宅入居時の身元（連帯）保証
 <p>自分がもし死んだら、 部屋の退去や 病院の支払いは どうしたらいいのだろう。</p>	③死後事務サービス <ul style="list-style-type: none"> ●病院や福祉施設等の費用の清算代行 ●遺体の確認、引取り指示 ●居室の原状回復、残存家財や遺品の処分 ●ライフラインの停止手続き ●葬儀支援 等

しかし、利用する際には次のような悩み・トラブルが起こる場合があることに注意が必要です。



- サービスごとの料金の違いや支払うことになる総額が分からない
- 思ったようなサービスではないと不満を感じる
- サービス中止にかかる手続きがわからない、返金額に納得いかない

誰に相談したらよいか分からない時は、すぐに民間事業者と契約するのではなく、本当に高齢者サポートサービスが必要かどうかも含め、まずは地域包括支援センターに相談しましょう。



《各市町の地域包括支援センターの連絡先》

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地（瑞穂市総合センター1階） 電話：058-327-4118 FAX：058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0466 本巣市下真桑1199番地1（本巣市真正老人福祉センター内） 電話：058-324-5166 FAX：058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地（北方町役場内） 電話：058-323-5540 FAX：058-323-2114